

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

その期間は、

【発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで】

となります。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「症状が軽快した後 1 日を経過するまで」の両方を満たす期間は登校することができません。たとえ早く症状が軽快した場合でも、最低、発症した後 5 日間は出席停止となります。もし、症状が軽快しなかった場合は、症状が軽快した日によって、出席停止期間が長くなっていきます。（下表参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症様の症状が始まった日です。**病院受診時に、医師に発症日の相談、確認**をしてください。

「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

出席停止期間が終了し登校する際には、「罹患報告書」に医師から診断された内容を記入し、学校に提出してください。この報告書の提出がないと出席停止扱いになりません。この際、**新型コロナウイルス感染症の治癒証明書の取得は必要ありません。**

例	発症日 0 日目	発症後 5 日間（出席停止期間）					発症後 5 日を経過		
		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に解熱	発症 ☹️	軽快 😊	4 日間は安静				登校 OK!		
出席停止	→								
発症後 2 日目に解熱	発症 ☹️	体調不良 ☹️	軽快 😊	3 日間は安静			登校 OK!		
出席停止	→								
発症後 3 日目に解熱	発症 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	軽快 😊	2 日間		登校 OK!		
出席停止	→								
発症後 4 日目に解熱	発症 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	軽快 😊	1 日	登校 OK!		
出席停止	→								
発症後 5 日目に解熱	発症 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	体調不良 ☹️	軽快 😊	1 日	登校 OK!	
出席停止	→								